

(令和4年度第1回)  
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：令和4年4月25日（月）

午後1時30分から

場 所：市役所301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
- (4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (6) その他

3 議 題

- (1) 令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務における保有個人情報の目的外利用について
- (2) その他

4 閉 会

報告事項(1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

#### 記

個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項…届出件数6件

<参考>

#### 武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
  - (2) 個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報の記録項目
  - (4) 個人情報の記録の対象範囲
  - (5) 個人情報の管理責任者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項…届出数 1 件

<参考>

#### 武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
  - (2) 個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報の記録項目
  - (4) 個人情報の記録の対象範囲
  - (5) 個人情報の管理責任者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

## 報告事項(3) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

### 記

個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項…届出件数12件

#### <参考>

##### 武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項…届出件数 8 件

<参考>

**武蔵村山市個人情報保護条例**

(利用及び提供の制限)

第 8 条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第 4 号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数 88 件、提供先 626 件

<参考>

**武蔵村山市個人情報保護条例**

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(6) その他

議 題(1) 令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務における保有個人情報  
の目的外利用について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 目的外利用の適否（条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	子ども家庭部 子ども青少年課
	目的外利用をする個人情報取扱業務の名称	児童手当支給事務
	保有個人情報の目的外利用により業務を行う組織等の名称	子ども家庭部 子ども青少年課
	保有個人情報の目的外利用により行う業務の名称及び内容並びに目的外利用により業務を行う理由	<p>（業務の名称） 令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務</p> <p>（業務の内容） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する目的で、所得制限超過により「令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金」に係る給付を受けることができなかった者に対して対象児童1人当たり10万円を給付する。</p> <p>（目的外利用により業務を行う理由） 令和4年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務による給付の対象者のうち、令和3年9月分の児童手当特例給付（令和3年9月出生児童が対象となる場合は10月分）を受けた者については、児童手当支給事務から特定することが可能である。本事業の趣旨から、可能な範囲で勧奨通知を行うことで多くの対象者が申請できるようにするため、子ども青少年課が児童手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、公的扶助」を目的外利用する必要がある。</p>
	目的外利用をする保有個人情報の記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、公的扶助
備考		

イ 上記目的外利用をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）



<参考>

## 武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

## 武蔵村山市個人情報保護条例施行規則

(目的外利用等の通知)

第5条 実施機関は、条例第8条第2項の規定により目的外利用等又は条例第8条の2第2項の規定により保有特定個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下単に「目的外利用等」という。）をしたときは、保有個人情報目的外利用等記録台帳（第9号様式）にその内容を記録しなければならない。

2 条例第8条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) 条例第8条第2項第1号から第3号まで又は第5号に該当することにより、目的外利用等をしようとするとき。

(2) 条例第8条第2項第6号に該当することにより目的外利用等をしようとする場合であって、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが正当であると認められるとき。

3 条例第8条第3項（条例第8条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報目的外利用等通知書（第10号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭又は告示により行うことができる。

4 条例第8条第4項（条例第8条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、保有個人情報目的外利用等届出書（第11号様式）により行うものとする。

議 題(2) その他

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 武蔵村山市個人情報保護審議会会議の今後の進め方について

イ 次回以降の日程について